

R4.1月改定 受付印

事務長	室長	主務	係員

デンソー健康保険組合 御中

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

各項目の記入については健康保険被保険者証を確認し、必ず注意事項をよくお読みになりお申込み下さい。

チェック欄→ 私は『任意継続をする場合の注意事項』をよく読み申込みしました。

チェック欄→ 私は資格喪失日欄に、退職日の翌日を記入しました。(必要に応じ、人事窓口へ問い合わせください)

太 梓 内 被 保 険 者 (申 請 者 届 が 記 入 す る と こ ろ	健康保険被保険者証	記号	番号	任意継続被保険者証	90 -			
	会社名				従業員番号			
	フリガナ氏名				印	生年月日	S H	年 月 日
	資格取得日	S H R	年 月 日	資格喪失日 (退職日の翌日)	R	年 月 日	← 喪失日確認 担当者名・日付	
	退職後住所 電話番号	〒 - 電話番号(自宅) () - (携帯) () -						
	振込先	ゆうちょの指定は出来ません 尚、被保険者ご本人名義の口座に限りませ						
	被扶養者届	銀行・信用金庫・信用組合・農協	本店・支店			普通	口座番号	
	継続のみ	フリガナ氏名	続柄	性別	生年月日	同居	収入の有無	年間収入換算額
	継続			男女	S · H · R 年 月 日	同居 別居	有 · 無	円/年
	継続			男女	S · H · R 年 月 日	同居 別居	有 · 無	円/年
継続			男女	S · H · R 年 月 日	同居 別居	有 · 無	円/年	
継続			男女	S · H · R 年 月 日	同居 別居	有 · 無	円/年	
継続			男女	S · H · R 年 月 日	同居 別居	有 · 無	円/年	
保 険 料	以下、納付方法①～④のうち1つ選択し、希望するものに <input checked="" type="checkbox"/> をお付け下さい							
納 付 方 法	※ 実際、口座引落が始まるのは、4ヶ月目～となります。 ★初回3ヶ月分はご自身でお振込み下さい							
	<input type="checkbox"/>	①初回3ヶ月分を <u>一括</u> で振込む → 4ヶ月目～口座引落						
	<input type="checkbox"/>	②初回3ヶ月分を <u>分割</u> で振込む → "						
	①.②ご選択の場合、別途「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(複写式)も提出下さい							
	<input type="checkbox"/>	※前納は保険料の割引があります 【目安】6ヶ月間で月額約1% 12ヶ月間で月額約2%						
	<input type="checkbox"/>	③半期前納→ <u>半期分</u> を一括で振込む(加入年度の9月まで)						
	前納希望で③を選択出来るのは、4～8月までに加入する方に限ります							
	<input type="checkbox"/>	④全期前納→ <u>全期分</u> を一括で振込む(加入年度の3月まで)						
	納付された保険料は、以下に該当する場合は還付(返金)出来ます							
	①被保険者本人が再就職により新たに社会保険を取得された時 ②被保険者本人が死亡した時							
	③被保険者本人が後期高齢者制度に加入された時 ④脱退の申出をした時							

健 保 組 合 使 用 欄	退職時/任継標準報酬月額	/ (千円/月)	口座振替開始年月	年 月 分～
	初回分(基本)保険料月	月～ 月分	前納納付期間	年 月～ 年 月
	基本健康保険料	円	前納分保険料	円
	保険料納付期限①	R 年 月 日	保険料合計	円
	保険料納付期限②	R 年 月 日	保険証発行確認欄	
保険料納付期限③	R 年 月 日			

デンソー健康保険組合の任意継続をする場合の注意事項について

1. 任意継続とは

この制度は、退職によって被保険者の資格を失った場合にも、以下の条件を満たせば申請により、最長2年間継続してデンソー健康保険組合の被保険者となれる制度です。

- ①退職日までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間がある
- ②資格喪失日から20日以内(必着)に健康保険組合へ『任意継続被保険者資格取得申請書』を提出する

2. 保険料について

- ・保険料の算定法は、退職時の標準報酬月額と全被保険者の平均標準報酬月額とのいずれか低い方を基準とし計算します。
- ・在職中の健康保険料に、会社負担分を含めた全額が自己負担となります。
- ・40歳以上65歳未満の方は、介護保険料が加算されます。
- ・保険料は任意継続の資格取得日より納めていただきます。日割りはされません。
- ・保険料の振込みにかかる手数料は、ご本人負担となりますのでご了承ください。

3. 保険証について

- ・在職中に交付された健康保険証については、退職日の翌日以降使用できませんので速やかにご返却下さい。
- ・任意継続をされる場合、在職中の健康保険証とは、記号番号が異なります。
- ・任意継続の健康保険証は、初回保険料の入金確認ができ次第ご自宅に送付します。
(短期間ですが健康保険証がお手元に無い期間が生じる場合がありますが、資格は空白にはなりません。)
- ・退職日以降、健康保険証がお手元に届くまでに医療機関で診療を受ける場合、「健康保険証の手続き中」である旨を窓口でお申し出頂き、後日、任意継続健康保険証を提示し精算を行ってください。
- ・医療費を全額立て替え払いされた場合は、手続きすることにより払い戻しが受けられますので健康保険組合までご連絡ください。ただし、診療を受けた日から2年で時効となります。

4. 扶養家族について

在職中と扶養家族に変更がない場合には、被扶養者届欄にご記入いただくことで継続できます。ただし、扶養家族の増加・減少が生じた場合には、必ず別途、被扶養者異動届にて届出が必要になります。

5. 資格喪失について

次に該当するとき、任意継続の被保険者資格を喪失しますので、速やかに保険証を返却してください。

- ①任意継続被保険者となってから2年が経過し、期間満了となったとき・・・満了日の翌日
- ②再就職をして、他の健康保険の被保険者となったとき・・・就職日(就職先の保険証の写しを提出)
- ③被保険者が死亡したとき・・・死亡日の翌日(死亡診断書と戸籍謄本の写しを提出)
- ④正当な理由がなく保険料が未納となったとき・・・保険料納付期日の翌日
- ⑤期間満了前に脱退したいとき・・・届出提出月の翌月1日(脱退希望月の前月末までに「資格喪失届出書」を提出)※
※令和4年1月1日より法改正がされ、本人の届け出による資格喪失が可能になりました。

6. 保険料の還付について

以下の理由により任意継続を喪失し、喪失した月以降に支払った保険料がある場合には保険料が還付されます。

1. 就職
2. 後期高齢者医療制度に該当
3. 被保険者死亡
4. 申出

この申請書提出後にご自宅へ送付される「任意継続被保険者資格取得申請書受理通知」裏面の「資格喪失者保険料還付請求書」と必要書類を添付してご提出ください。

※4. 申出は「任意継続被保険者資格喪失届出書(兼保険料還付請求書)」を健保HPより印刷してください。

7. 個人情報保護について

個人情報、健康保険組合からのご案内、ならびに給付金の支払い等に使用場合があります。

個人情報保護に関しては、<https://www.denso-kenpo.or.jp/policy> をご覧ください。

8. その他

- ①確定申告に使用する『保険料納付証明書』は、毎年1月中旬にD'ぼーたるへ掲載されます。
- ②就職して保険に加入、国民健康保険に切り替え、ご家族の扶養に入る場合はご連絡ください。
- ③扶養家族の増加・減少の他、住所・氏名・口座等に変更が生じる場合、必ず届出が必要になりますので健康保険組合までご連絡ください。
- ④退職前に提出したのにも関わらず、退職後5日経っても、健康保険組合からの「任意継続被保険者資格取得申請受理通知」が届かない場合は下記までご連絡ください。

【申請時添付書類】

- ①ご自身の住所・名前を記入した封筒2枚(長3サイズ)
 - ②預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書(口座引落を選択方のみ、押印前に銀行届出印を確認下さい)
- 申請の際、上記①、②(※)と申請書をセットし、ご自身で準備された封筒で健康保険組合まで送付下さい。
(※)口座引落をご希望の方で、退職手続き時に②の書類をもらっていない方は申請書提出後健保からお送りしますので添付不要です。

書類の送付・申請に関するお問い合わせは、デンソー健康保険組合 総務G までお願いします。
〒448-0045 愛知県刈谷市新富町2-41
TEL 外線：0566-25-3121/内線：549-201 FAX 外線：0566-24-6301/内線：549-921
社内メール 〒1130 E-Mail kenpo_soumu@jp.denso.com
HP <https://www.denso-kenpo.or.jp/index.php>